

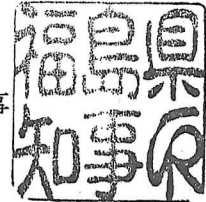


23環保第1892号

平成23年11月30日

福島県環境審議会長 様

福島県知事



平成24年度水質測定計画について（諮問）

このことについて、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第21条第1項の規定に基づき、下記のとおり貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

平成24年度水質測定計画（平成23年度公共用水域水質測定計画及び平成24年度地下水の水質測定計画）について

2 諮問理由

都道府県知事は、水質汚濁防止法（以下「法」という。）第15条において、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を常時監視しなければならないとされており、さらに法第16条第1項においては、毎年、公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画を作成するものとされている。

このため、本県における平成24年度の公共用水域及び地下水の水質測定計画について、貴審議会の意見を求めるものである。